
第一章

基本構想・保存活用計画の目的

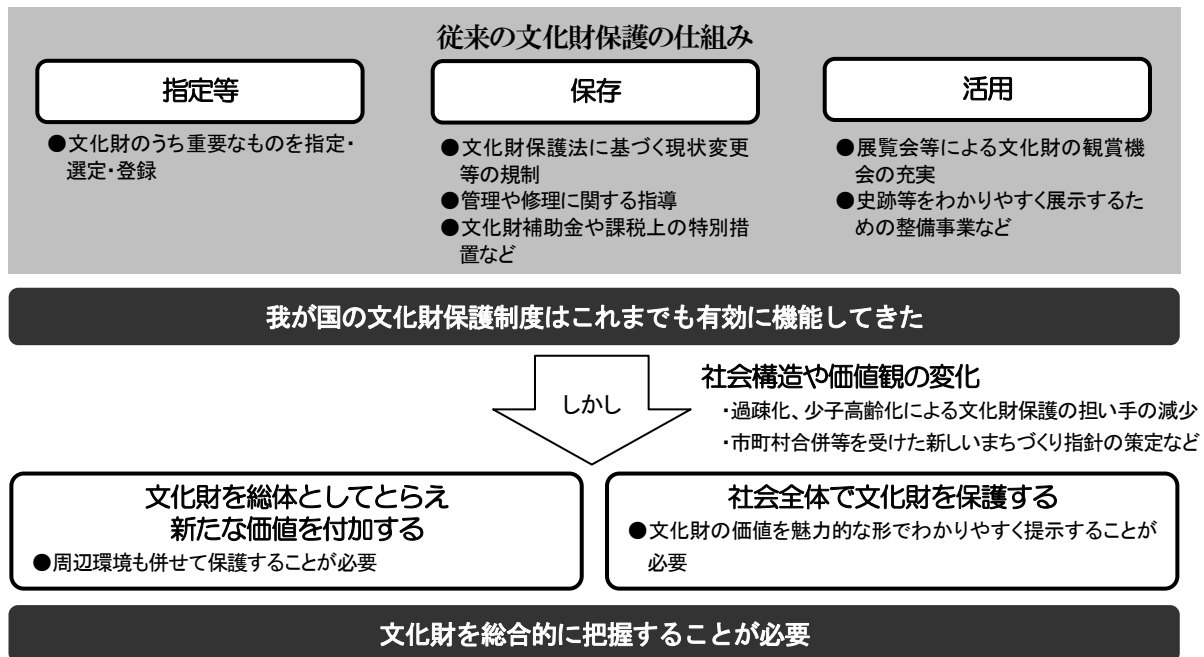
(1) 従来の文化財保護とその課題

文化財は我が国の歴史や文化を理解するために不可欠であり、将来の文化の向上発展の基礎をなすものとして大切に保護されてきた。文化財保護法のように、重要な文化財を国や都道府県、市町村が指定し、規制や整備等によって保存・活用を図る文化財保護制度はこれまでも有効に機能してきたといえる。

しかしながら、近年、過疎化や少子高齢化などにより、長い歴史の中で伝えられてきた文化財や文化財をまもることで伝えられてきた伝統的な知と技が失われつつある。また、新しいまちづくりの指針の策定や景観保全の取り組みが進みつつあり、文化財をとりまく周辺の社会構造や価値観が変化してきている。

文化財は人々の営為と関わりながら伝統的な意義や価値を形成してきており、また歴史や風土と相互につながっているという面もある。文化財を社会全体で継承していくためには、地域の歴史や文化を伝えるものとしての文化財の価値を再発見し、魅力的な形でわかりやすく伝えていくことが求められる。そのためには、文化財を単体として保存・活用するだけでなく、地域の歴史、風土や文化を背景に、一定のテーマのもとに文化財をその環境も含めて総合的にとらえ、まちづくりや地域の活性化などに活かしていく必要がある。

また、指定された文化財はこれまで高い専門性のもとで保護が図られてきた一方、一般の人々からは身近に感じられず、近よりがたいものという印象を持たれている面もある。さらに指定などの措置はとられていないが、地域の住民にとって大切な文化財は数多く存在すると考えられ、そのような文化財を幅広くとらえ、その周辺環境も併せて保存・活用していくことが重要である。そのためには、地域の住民やNPO法人、企業などの民間団体と、所有者や地方公共団体との連携協力を図りながら、豊かな社会生活を実現するために、文化財の保存・活用にその力量を発揮できる環境を整えていく必要がある。



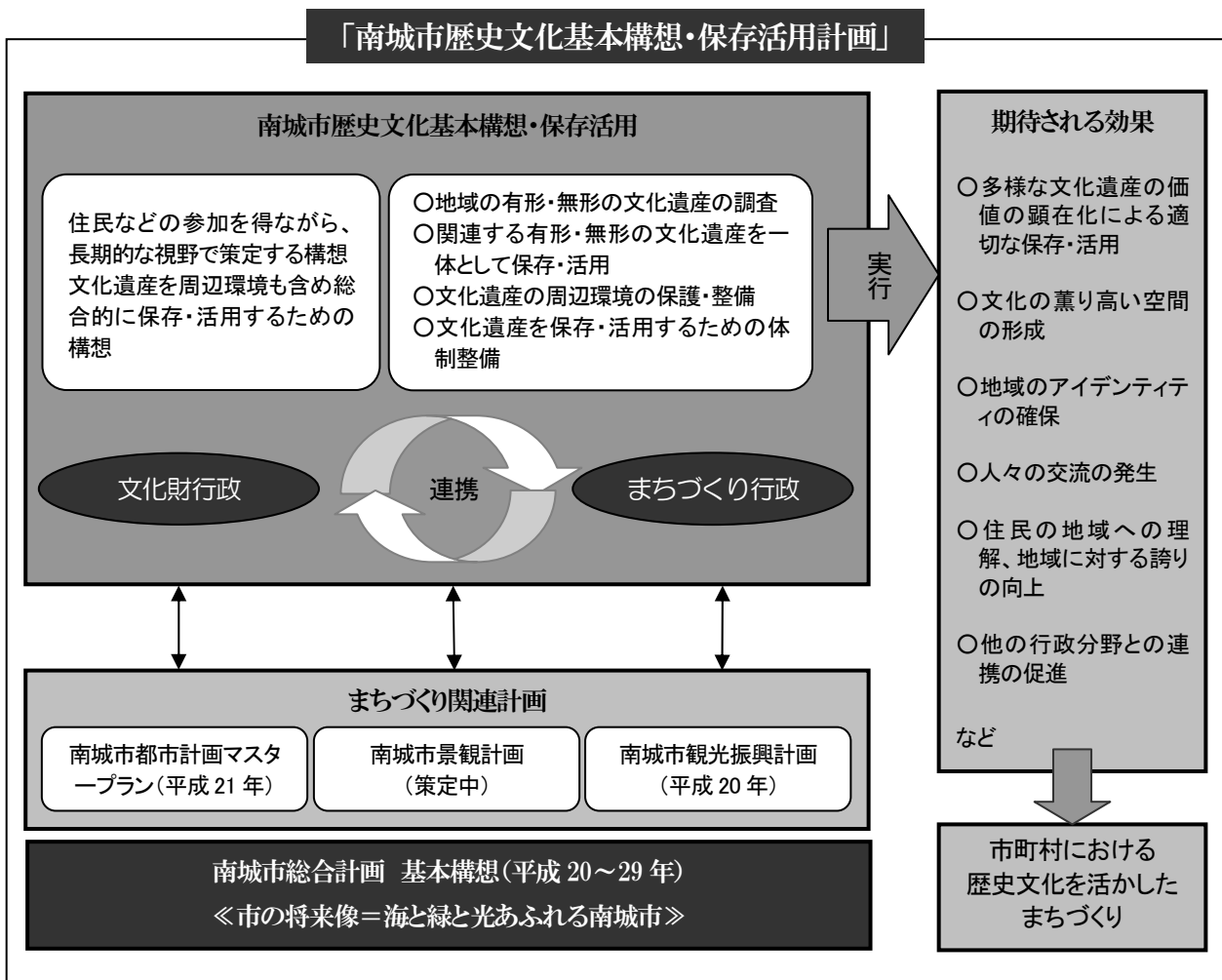
なお、従来の用法の「文化財」は行政により指定された特別の資源というニュアンスがあったが、地域には生活のなかで育まれてきた豊かな有形・無形の資源が多数あり、このような“無名の資源”も拾い上げるために、以下では指定・未指定の文化財を総称するときは「文化遺産」という表現を意図的に使うものとする。

(2) 歴史文化基本構想・保存活用計画の狙い

こうした背景をふまえ、「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」で提言されたのが「歴史文化基本構想」である。文化庁では、平成20年度より「歴史文化基本構想」の策定の指針を作成するため、「文化財総合的把握モデル事業」として全国20件を選定した。本構想・計画は同モデル事業として南城市において作成するものである。

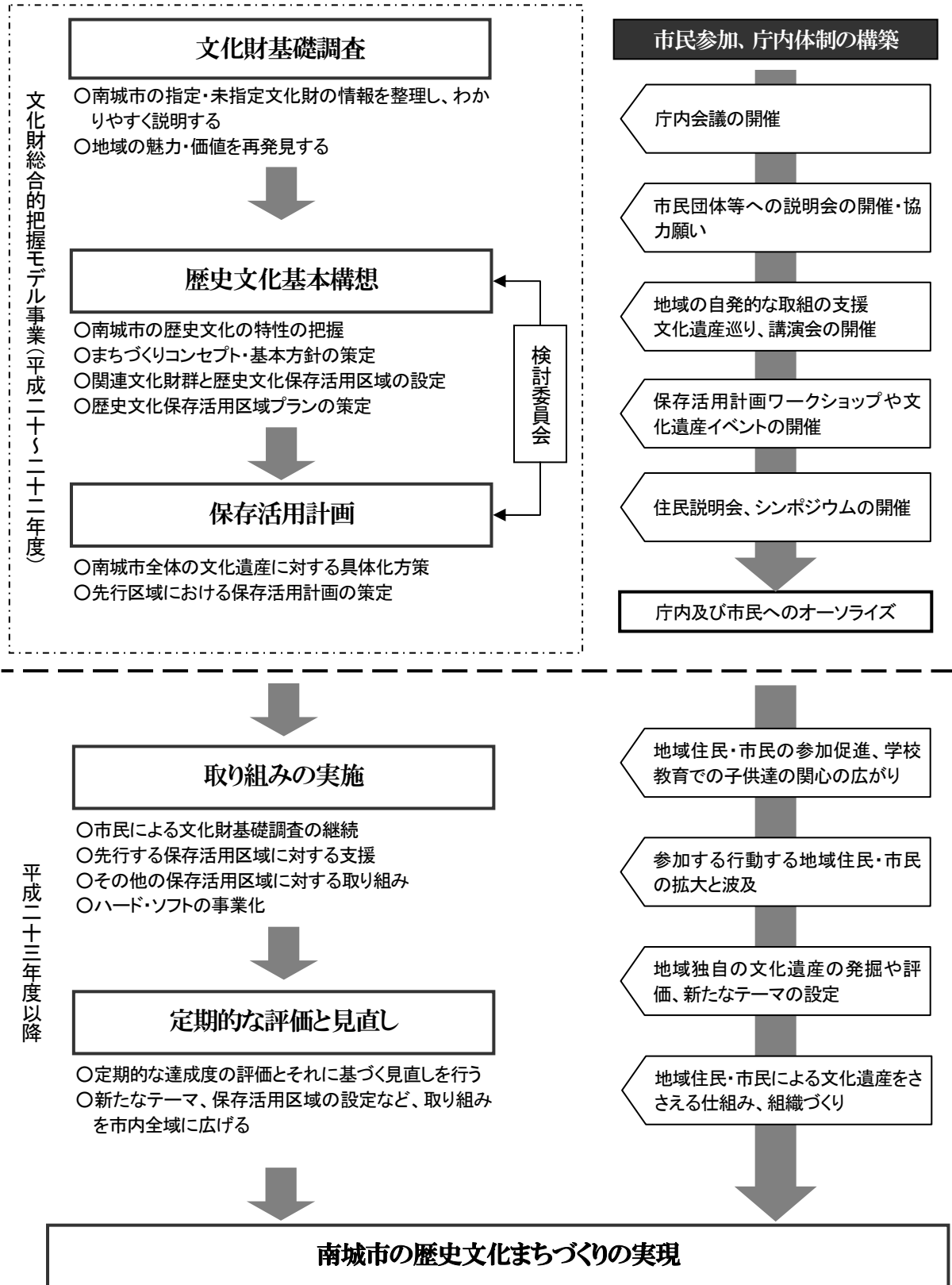
基本構想は、地域の文化遺産をその周辺環境も含めて総合的に保存・活用することをめざしており、文化遺産を核にして地域の各種施策を統合し、一貫性のある取り組みを行うためのマスタープランである。合併後の新しいまちづくりや景観計画等との連携、地域住民の参加等を進めながら、文化遺産を適切に保存・活用するための指針となることをめざして策定するものである。また保存活用計画は、基本構想をふまえて、文化遺産の保存・活用に関する具体的な方策を位置づけるとともに、13の保存活用区域の一部を先行区域として、個々の文化遺産の維持管理、整備、活用等の方向性を明らかにする。

本構想・計画によって期待される効果には、多様な文化遺産の価値の顕在化による適切な保存・活用、文化遺産を核とした地域の魅力の増進、本市の文化施政や市民の文化生活の向上、地域との連携協力の推進、他の行政分野との連携の促進などが考えられる。



(3) 事業の流れ

「文化財総合的把握モデル事業」及びその後の流れは、概ね以下のようになることを想定している。

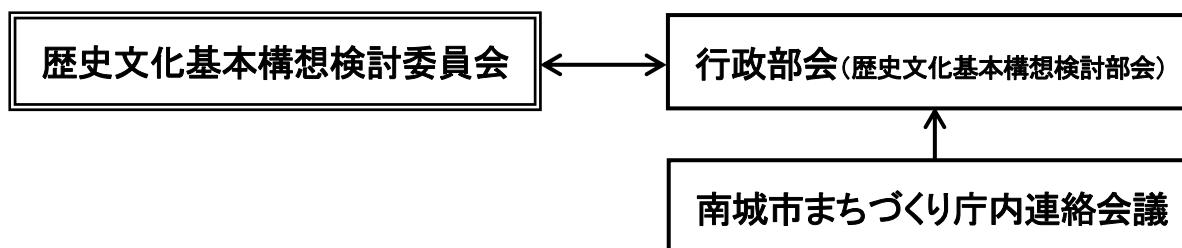


基本構想・保存活用計画は、概ね10年を目標年度として設定し、平成23(2011)年度から平成32(2020)年度までを計画の目標期間とする。計画内容については、社会情勢の変化などが予想されるため、10年後の平成32年度をめどに計画見直し、保存活用区域の追加(市全体への波及)等を図るものとする。

なお、本構想・計画のモデルとして取り組む先行区域については、達成度を測るためにも5年程度を目標期間として位置づける。先行区域以外の保存活用区域の個別計画については、次年度以降随時策定し、計画期間内に位置づけた方策等の実現をめざす。(※保存活用計画での事業スケジュールを参照)

(4) 構想・計画の検討体制

基本構想・保存活用計画を策定するにあたっては、有識者及び行政担当者からなる「歴史文化基本構想検討委員会」にて検討を行った。また南城市では各課参加の「まちづくり庁内連絡会議」を平成21年度より設置しているが、そのなかで本事業に関連する各課による「行政部会」を別途組織し、本構想・計画や関係する個別の議題について調整・連絡を行っている。



【検討委員】(敬称略)

氏名	所属・役職等
池田 榮史	琉球大学法文学部教授 (委員長)
福島 駿介	琉球大学名誉教授 工学博士 (副 〃)
井上 秀雄	大阪青山大学客員教授、沖縄県立芸術大学名誉教授
當眞 嗣一	元沖縄県立博物館館長、グスク研究者

【行政委員】(敬称略)

氏名	所属・役職等
島 袋 洋	沖縄県教育委員会 文化課 記念物班長
伊 禮 良栄	沖縄県教育委員会 文化課 指導主事
具志堅 兼栄	南城市 まちづくり推進課 課長
小 谷 肇	南城市 観光文化振興課 課長
山 内 昌茂	南城市 都市建設課 課長
當 間 和雄	南城市 産業振興課 課長
嘉 数 武	南城市 田園整備課 課長

※行政委員については、平成22年度メンバー

【歴史文化基本構想検討委員会の検討フロー】

